

# 給・配水管の修繕等の取扱いについて

施設課 管路維持チーム

## 1 給・配水管の緊急時の修繕等について

道路内で側溝・下水道・ガス・電話等の水道以外の工事中に誤って破損した給・配水管の修繕及び切廻しを、建設業者等から直接依頼された場合は、必ず施設課管路維持チーム（Tel 7 7 7 - 4 2 5 5）へ連絡するよう指導をお願いします。連絡を受けて水道部で委託している緊急修繕業者をすぐに手配します。

万が一緊急修繕業者以外の業者が修繕を行い、後日漏水等が発生した場合、修繕費・減断水に伴う給水車での水の運搬費など、全ての費用が請求されることとなりますので、十分注意して下さい。

また、修繕内容の情報が、図面（マッピング）に反映されないことから、維持管理に支障をきたすこととなります。

工事中破損等の実績 (件)

	令和4年度	令和5年度 (R5. 11 末)
工事中破損	4 8	5 9
切廻し	6 8	6 9

## 2 給水装置の修繕等について

### 1) 給水装置の漏水修繕について

給水装置は所有者個人の財産です（メーターは除く）ので、日常の管理は所有者が行うことが原則となります。

しかし、給水管等からの漏水が、道路内及び一般住宅又は店舗兼住宅（一部又は全部を賃貸しているものを除く）の宅地内メーター上流側（一次側）で発生し、その原因が腐食・土圧・振動等による自然漏水であれば、水道部では道路陥没等の二次災害及び貴重な水資源の損失等を防ぐため、漏水を止めることに限定して、給水装置及び宅地の所有者の同意を得た場合にのみ、修繕を行っています。

ただし、次のものは除きます。

- ① 官公署、公社・公団、学校、会社及びこれらの公舎・社宅の給水装置
- ② 店舗及び借家、アパート、集合住宅の給水装置
- ③ 宅地内のアスファルト・コンクリート・タイル・融雪装置その他舗装の復旧
- ④ 宅地内の樹木・芝生・庭石その他植栽の移設及び復旧並びに処分
- ⑤ 宅地内の門柱・車庫・池・ブロック塀、灯油タンクその他工作物の移設又は解体撤去
- ⑥ その他補償に関する費用

## 2) 老朽給水管の取替えについて

鉛製の給水管は、水道部において平成14・15年度にポリエチレン管への取替えを完了しましたが、まだ台帳上に明記されていない給水管が一部残っている場合があります、これらが漏水の原因となっています。

このことから、道路内及び宅地内メーター上流側（一次側）で鋼管・セルロイド管・その他これらに類する給水管が確認された場合は、水道部で取替えを行っています。

ただし、次の場合は除きます。

- ① 給水装置の新設又は改造工事で、給水管の分岐箇所及び口径変更時に確認された場合
- ② 宅地内メーター下流側（二次側）の給水管で確認された場合

## 3) 分岐探知調査について

水道部では、漏水防止の観点から給水管の分岐探知調査を行っております。

給水装置の新設又は分岐口径変更に伴い、既設分水栓類の停水が必要となり、その分岐箇所が不明である場合は、水道部において分岐探知を行います。

分岐探知調査を依頼される場合は、施設課漏水防止対策チームに「分岐探知調査依頼書」を備え付けておりますので、漏水防止対策チームまで持参して下さい。なお、これからは会社印等の押印は必要ありませんので、その場で記入し提出することも可能です。

また、下記事項について、あらかじめご了承ください。

- ① 調査は、天候や現場での作業音に左右されますので、調査希望日は余裕をもって依頼してください。
- ② 現場に止水栓、メーターなど探知に必要な給水装置がある場合のみ調査を行います。
- ③ 現場の状況や規模によっては、調査立ち入りのため同行を求める場合があります。
- ④ 宅内掘削が容易な現場は、可能な限り掘削し道路境界の給水管の経路を確認してください。この作業は探知の精度向上に繋がるものです。
- ⑤ 水道部が調査した箇所に関して現場と相違が生じても、水道部では一切の責任を負いません。
- ⑥ 調査技術向上のため、工事終了後、調査箇所と分岐止め位置がわかる写真を漏水防止対策チームへ提出してください。これまで写真の提出をお願いしていますが、提出されていない方が多く散見されます。分岐探知の依頼をするのであれば、必ず写真の提出をお願いします。